

消基発第282号
令和4年8月8日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 寺田 文彦

福祉事業の実施に関する規程等の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和47年基金規程第4号）の一部を別添1のとおり改正したので通知します（改正の概要は下記1のとおり）。

併せて、福祉事業等の取扱いについて（昭和61年2月13日消基発第92号）の一部を別添2のとおり改正したので通知します（改正の概要は下記2のとおり）。

記

1 福祉事業の実施に関する規程 改正内容

- (1) 奨学援護金の支給対象となる在学者の拡大（第10条第1項第1号、第2項第3号及び第4号）

奨学援護金の支給対象となる在学者に、「公共職業能力開発施設等に準ずる施設において実施される教育訓練等を受ける者」を追加したこと。

- (2) 遺族特別援護金の支給額の引下げ（第16条第2項）

地方公務員災害補償制度等の改正に伴い、遺族特別援護金の支給額を引き下げる改正を行ったこと。

- (3) 施行期日

(1)の改正は令和4年4月1日から、(2)の改正は令和4年7月1日から適用すること。

2 福祉事業等の取扱いについて 改正内容

- (1) 1(1)の改正に伴い、奨学援護金の支給対象者等について規定したこと

- (2) 施行期日

この改正は令和4年4月1日から適用すること。